

令和5年度

事業報告書

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金

令和5年度 兵庫県住宅再建共済基金 事業計画（方針）

当基金は、平成17年度の制度創設以来、県とともに市町や地域団体、業界団体等の協力を得ながら、制度の広報と加入促進活動に取り組んできた。

しかしながら、本県では近年大きな自然災害が発生しておらず、一方で県民の関心は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に向けられがちとなり、自然災害への「備え」の意識の低下が懸念される。

そのような中で、令和4年度は、

- 1 YouTube を活用した情報発信や鉄道主要駅におけるデジタル広告などマスメディアやSNSを活用したPR活動
- 2 9月の強化月間において、神戸市内でのスタートアップイベントの開催や阪神電車中吊り広告などの集中的な広報活動
- 3 阪神タイガース選手を起用したポスターの制作や応援企業の募集など、工夫した広報や共済相談員の設置によるきめ細かな加入促進活動

などに取り組んできた。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により加入促進活動に一定の制約がある中、新規加入者が伸び悩む一方、高齢化により初期の加入者の脱退が増加する傾向にあり、加入率は伸び悩んでいる。

そこで令和5年度は、「効果的手法による普及啓発活動の展開」を重点テーマとして、関心の高い層への重点的な普及啓発活動が実施できるよう、インターネット広告を軸とした効果的手法を分析・検討し、今後の活動の展開につなげる。

また、基金本部と県民局（県民センター）・市町・関係団体等との協働やそれぞれの主体的な取組みにより、制度の認知度を高める活動を引き続き実施し、加入率の向上に努める。

- 1 「**基金本部の取組み**」では、インターネットに特化した効果測定可能な広告をモデル的に実施し、効果的な手法について分析・検討していく。

また、加入強化月間におけるスタートアップイベント、全県的な広報としてSNSを活用したPR活動等に努め加入者数の増加を図る。

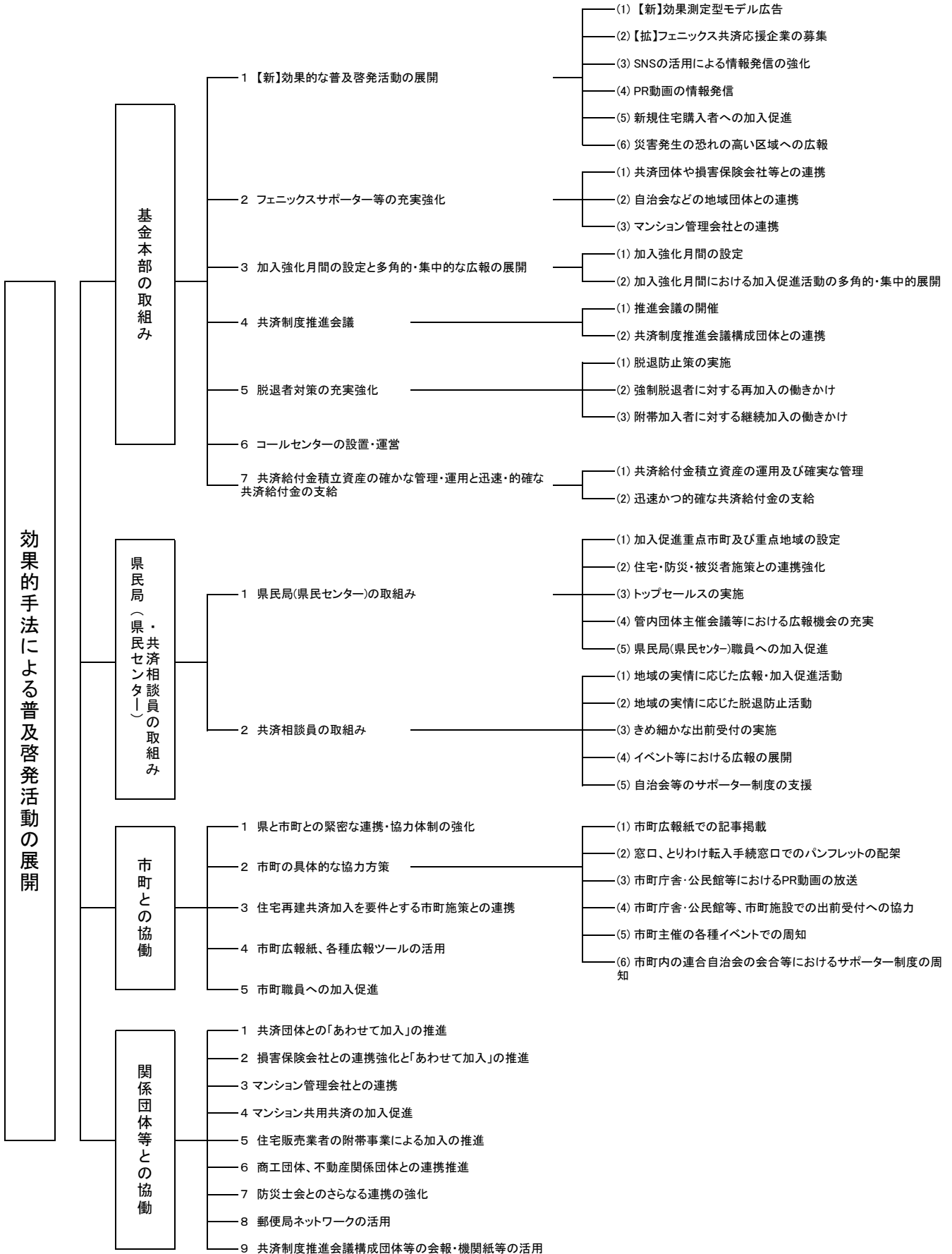
さらに、損害保険代理店や自治会などの地域団体にサポーター登録を呼びかけるとともに、サポーターを対象としたオンライン等を利用した研修会を実施し、サポーター登録数の拡大及び加入件数の増加を目指す。

- 2 「**県民局（県民センター）・共済相談員の取組み**」では、地域とつながりが強い等の県民局に共済相談員を配置し、サポーター登録した自治会等の支援など、共済相談員がさらにきめ細かく展開していく。
- 3 「**市町との協働**」では、県民局（県民センター）と市町の緊密な連携・協力体制を一層強化し、市町の具体的・効果的な協力のもと、住宅再建共済制度の加入率向上を図る。
- 4 「**関係団体等との協働**」では、フェニックス共済と地震保険・他共済とのあわせて加入の促進や、マンション共用部分再建共済制度の加入促進を重点化するとともに、附帯事業を行う住宅販売業者を開拓し、加入促進を強化する。

令和5年度は、これら諸事業を県内各地域で重層的に展開し、まずは、戸建て加入率15%の目標に向けて、全力を傾注する。

令和5年度 住宅再建共済基金 事業計画体系図

【新】は新規事業、【拡】は拡大事業である。



令和5年度事業計画

阪神・淡路大震災から1万日が経過し、震災の経験と教訓の風化が懸念される中で、住宅再建共済制度の加入者数は伸び悩みの傾向が顕著となっていることから、令和5年度は、「効果的手法による普及啓発活動の展開」を重点テーマとして設定し、関心の高い層に向けた重点的な加入促進活動の展開へとつなげていくこととする。

また、基金本部と県民局(県民センター)・市町・関係団体との協働やそれぞれの主体的な取組みにより、引き続ききめ細やかな普及啓発活動を実施し、まずは、戸建て住宅の加入率15%の早期実現を目指す。

I 基金本部の取組み

1 【新】効果的な普及啓発活動の展開

(1) 【新】効果測定型モデル広告

インターネット上の広告は、アクセスした者の年齢や住居地等の分析や、その効果の測定が容易であることから、令和5年度はモデル的に広告を実施し、最も効果的な手法について分析・検討していく。

- ・Yahoo!、LINE、SmartNews、Twitter、YouTube等に広告掲載
- ・広告のクリック率、共済契約率等の分析
- ・誘導効果の高いバナー及びランディングページの作成・改善
- ・次年度以降の本格的展開を視野に、よりクリック率・契約率に優れた手法の検討

(2) 【拡】フェニックス共済応援企業の募集

企業のSDGs実現に向けた取組みとして共済制度の広報や加入促進活動に協力する企業を応援企業として登録し、県ホームページで紹介する。

(応援の内容)

- ①社員へのフェニックス共済制度の紹介
- ②社員のフェニックス共済加入に対する補助制度の導入
- ③ポスター掲示やチラシ配架への協力

(3) SNSの活用による情報発信の強化

スマホアプリ、Facebook、ツイッター、動画配信などSNSを活用し、広報内容や発信方法に工夫を加えるなど、情報発信機能を強化する。

<発信媒体>

- ①スマホアプリ(ひょうご防災ネットアプリ、スマートニュース)
- ②Facebook(兵庫県住宅再建共済基金、兵庫県、ひょうご安全の日推進県民会議)
- ③ツイッター(兵庫県)
- ④動画配信(ひょうごチャンネル、YouTube)

(4) PR動画の情報発信

フェニックス共済制度をPRする動画について、三宮センター街の大型スクリーン、県庁舎や市町庁舎などで放映し、制度の普及啓発を図る。

(5) 新規住宅購入者への加入促進

新規住宅購入者は制度加入の可能性が高いと考えられることから、住宅購入にあわせた制度の周知を行い、加入者の増加を図る。

- ①住宅販売会社と連携した広報の実施
- ②住宅展示場と連携した加入促進PRイベントの実施

(6) 災害発生の恐れの高い区域への広報

県民局・市町と連携して、土砂災害や高潮・河川浸水など災害発生の恐れが高い地域において、チラシを作成し、全戸配布を行うなど、集中的に広報・PRを実施する。

2 フェニックスサポーター等の充実強化

共済制度の趣旨に賛同する個人、団体、企業等が基金に登録し、身近なところでの広報・加入促進活動を展開する「フェニックスサポーター制度」等について、損害保険会社や共済団体等各種団体・企業に加え、自治会などの地域団体やマンション管理会社などと連携し、新規加入件数の増加を図る。

(1) 共済団体や損害保険会社等との連携

共済団体や損害保険会社等と連携し、新規加入件数の増加を目指す。

- ①代理店の職員などへの制度理解を深めるリモートなどによる研修の実施
- ②代理店の職員などのフェニックスサポーターへの登録
- ③共済団体や損害保険会社等と共同チラシの作成

(2) 自治会などの地域団体との連携

局地的大雨など地域に大きな災害をもたらす自然災害が増加していることから、県民局や市町と連携しながら、自治会など地域団体のサポーター登録を拡大し、地域ぐるみの加入を推進する。

(3) マンション管理会社との連携

マンション管理組合を束ねる管理会社と連携し、マンションにおける共済制度の加入を推進する。

- ①マンション所有者向けのパンフレットの作成
- ②マンション管理会社社員への制度理解を深める研修の実施
- ③マンション管理会社社員のフェニックスサポーターへの登録

3 加入強化月間の設定と多角的・集中的な広報の展開

(1) 加入強化月間の設定

9月を「加入強化月間」に設定し、イベント開催、パンフレットやキャンペーングッズ等広報資材の配布など、集中的かつ連続的に実施する。

(2) 加入強化月間における加入促進活動の多角的・集中的展開

県民局(県民センター)・市町・関係団体と緊密な連携を図りながら、

- ①スタートアップイベントの開催
- ②各種イベント会場でのブース出展
- ③共済相談員による出前受付の集中的開催
- ④街頭キャンペーンの実施
- ⑤県民だより・市町広報紙等への広告掲載
- ⑥加入申込書付きパンフレットの配付
- ⑦その他各種の広報媒体でのPR

を通じ、多角的かつ集中的な加入促進活動を展開する。

4 共済制度推進会議

(1) 推進会議の開催

共済制度推進会議構成団体(155団体)におけるさらなる加入促進に向けた取組みを強化するため、共済制度推進会議を開催し、住宅再建共済制度の重要性についての認識を新たにするとともに、連携体制を強化し、住宅再建共済制度への加入を促進する。

(2) 共済制度推進会議構成団体との連携

共済制度推進会議構成団体に要請し、各団体の広報媒体によるPR、総会・セミナーでの制度説明、傘下の団体・企業への訪問等を行い、一層の加入促進を図る。

5 脱退者対策の充実強化

脱退防止への取組みを強化するため、本部コールセンターの職員や県民局(県民センター)に配置する共済相談員が個別訪問や制度説明を実施するなど、丁寧できめ細かな対応による継続加入・再加入を働きかける。

(1) 脱退防止策の実施

例年、契約更新時期の年度末には多数の脱退者が見込まれることから、加入者に送付する継続通知等を活用し、備えの重要性や自然災害リスクの啓発を行って継続加入を働きかけるとともに、コールセンターや共済相談員によるきめ細かな説明を通じて、脱退防止を図る。

(2) 強制脱退者に対する再加入の働きかけ

残高不足による口座引落とし不能により脱退となった加入者に対して、ダイレクトメールの送付や共済相談員の訪問等により再加入の働きかけを行う。

(3) 附帯加入者に対する継続加入の働きかけ

附帯加入契約が終了する対象加入者に対して、事前にダイレクトメールを送付し、継続加入の必要性・重要性を訴える。

6 コールセンターの設置・運営

県民への直接の窓口としてコールセンターが相談業務を担い、情報の一元的収集と管理を行い新規加入の促進や脱退防止に努める。

またコールセンターが把握した情報については、必要に応じて県民局に配置する相談員とも共有し、加入促進、脱退防止につなげる。

7 共済給付金積立資産の確かな管理・運用と迅速・的確な共済給付金の支給

(1) 共済給付金積立資産の運用及び確実な管理

共済給付金積立資産の運用については、安全かつ確実な運用を基本とし、長期運用資産は兵庫県債を中心に運用してきたが、積立資産の順調な増加により、毎年、多額の資産運用が必要となっている。

このため、国債や他の自治体の債券等、運用先を多角化し、リスクの分散を図るとともに機動的な運用を行うことで、資産の安全かつ有利な運用と、確実な管理に努める。

(2) 迅速かつ的確な共済給付金の支給

災害発生時には、直ちに県・市町と連携を図り、加入者の被害状況の把握に努めるとともに、必要に応じて、現地相談所の設置やコールセンターの相談体制強化等、臨機応変な支援体制をとり、被災加入者に対し迅速かつ的確な共済給付金の支給を行う。

II 県民局(県民センター)・共済相談員の取組み

1 県民局(県民センター)の取組み

(1) 加入促進重点市町及び重点地域の設定

各県民局(県民センター)において、重点的に加入率の向上を目指す市町を重点市町に指定し、市町広報紙、その他広報媒体を通じた広報の実施やパンフレット・チラシの配布、出前受付の実施等、集中的な加入促進活動を実施する。

また、災害発生率の高い地域を重点地域に指定し、チラシの全戸配布を行うなど、集中的に広報・PRを実施する。

(2) 住宅・防災・被災者施策との連携強化

県・市町が実施する住宅・防災・被災者施策との連携を深め、県が実施する土砂災害特別警戒区域等指定に関する説明会をはじめとする各種イベントやセミナーでのPRや出前受付等の機会を増加し、加入促進を図る。

(3) トップセールスの実施

基金及び県民局(県民センター)の幹部が、さまざまな機会を通じて関係団体や企業の代表者等に対して制度説明を行い、加入を働きかける。

また、社員へのフェニックス制度の紹介、社員のフェニックス共済加入に対する補助、ポスター掲示やリーフレットの配架の協力等を要請し、住宅再建共済制度の認知度を高め、加入の上積みを図る。

(4) 管内団体主催会議等における広報機会の充実

県民局(県民センター)が参加する管内の団体主催会議(各総会、役員会、研修会等)において、幹部職員から制度説明や広報資料の提供などを行い、各団体構成員の加入促進を図る。

(5) 県民局(県民センター)職員への加入促進

加入促進を推進する立場である県民局の職員に対して、職場会議、庁内放送、イントラネット等の活用により、加入の働きかけをさらに強める。

2 共済相談員の取組み

都市部以外で地域とつながりが強い等の県民局にフェニックス共済相談員(以下、「共済相談員」という)を配置し、地域の特性に応じた加入促進と脱退対策の両面から制度の普及を図る。

(1) 地域の実情に応じた広報・加入促進活動

共済相談員が、県民局の地域担当参事・職員とともに、市町や自治会、婦人会、NPOなど、各種の地域団体等に対し、各種会合、イベント、セミナーでの説明会の開催やパンフレット・チラシの配付など、地域の実情に応じた広報・加入促進活動を展開する。

(2) 地域の実情に応じた脱退防止活動

脱退防止への取組みを強化するため、共済相談員が口座振替不能による強制脱退者や附帯契約による期限切れとなる者に対して加入継続のメリットを伝える書面の送付、個別訪問や制度説明を実施することにより、丁寧できめ細かく継続加入・再加入を働きかける。

(3) きめ細かな出前受付の実施

県民局(県民センター)や市町の広報にあわせ出前受付の開催を地域住民に通知するなど、多くの住民が出前受付に来場できるよう工夫し、加入者の増加につなげる。なお、共済相談員を配置しない県民局等においては、他県民局の共済相談員や本部職員を派遣して対応する。

(4) イベント等における広報の展開

県・市町・関係団体の協力を得て、それぞれが主催するイベント等の機会を活用してフェニックス共済の広報活動を行う。なお、共済相談員を配置しない県民局(県民センター)においては、他県民局の共済相談員や本部職員を派遣して対応

する。

(5) 自治会等のサポーター制度の支援

局地豪雨など地域に大きな災害をもたらす自然災害が増加していることから、県民局や市町と連携しながら、自治会など地域団体のサポーター登録を拡大し、地域ぐるみの加入を推進するとともに、サポーター登録した自治会等の支援をきめ細かく展開していく。なお、共済相談員を配置しない県民局等においては、他県民局の共済相談員や本部職員を派遣して対応する。

Ⅲ 市町との協働

1 県と市町との緊密な連携・協力体制の強化

住宅再建共済は、被災した住居の再建や地域の復興に極めて有効で重要な役割を果たす制度であり、また、市町にとっても非常に多くのメリットを有していることから、市町は、県とともに、住宅再建共済制度への加入を促進することが求められる。

また、共済給付金の給付には、市町のり災証明書の発行が必要であり、県と市町は、住宅再建共済制度の普及啓発・加入促進にあたり、相互に緊密な連携・協力体制を一層強化していく。

2 市町の具体的な協力方策

- (1) 市町広報紙での記事掲載
- (2) 窓口、とりわけ転入手続窓口でのパンフレットの配架
- (3) 市町庁舎・公民館等におけるPR動画の放送
- (4) 市町庁舎・公民館等、市町施設での出前受付への協力
- (5) 市町主催の各種イベントでの周知
- (6) 市町内の連合自治会の会合等におけるサポーター制度の周知

3 住宅再建共済加入を要件とする市町施策との連携

南あわじ市「淡路瓦屋根工事奨励金制度」や加西市「災害支援金制度」など住宅再建共済を加入要件とするものや、加東市「兵庫県住宅再建共済制度加入促進業務委託事業」など加入を促進する市町施策と連携し、住宅再建共済制度の説明機会としても活用することで、情報提供や加入促進を進める。

4 市町広報紙、各種広報ツールの活用

市町の広報紙、CATV、防災無線、コミュニティーなどの多様な広報ツールを活用し、効果的な広報活動を推進する。

5 市町職員への加入促進

加入促進を推進する立場である市町職員に対して、職場会議、庁内放送、イントラネット等の活用により、加入の働きかけを行う。

IV 関係団体等との協働

1 共済団体との「あわせて加入」の推進

共同リーフレットの作成、各共済の加入推進時の住宅再建共済の紹介、各種情報交換を通じ、共済団体の共済とフェニックス共済の「あわせて加入」を推進する。

2 損害保険会社との連携強化と「あわせて加入」の推進

県と「防災力向上のための相互協力に関する協定」を締結する損害保険会社のさらなる増加を図るとともに、地震保険との「あわせて加入」をさらに推進する。

3 マンション管理会社との連携

マンション管理組合を束ねる管理会社と連携し、管理会社社員へのフェニックス共済の制度理解に係るフェニックスサポーター研修及び登録を実施することにより、マンションにおける共済制度の加入を推進する。

4 マンション共用共済の加入促進

各市の住宅政策部局と連携し、マンションの管理組合やマンション管理士会等が参加するセミナーでの制度説明の機会を増やすなど、さらなる加入促進を図る。

5 住宅販売業者の附帯事業による加入の推進

住宅販売時に併せてフェニックス共済を附帯して販売する住宅販売業者数を拡充し、加入数の増加を図る。

6 商工団体、不動産関係団体との連携推進

各団体の窓口でのポスターの掲示、パンフレット配架のほか、総会や各種研修会での制度説明、広報媒体でのPR等、従来からの協力関係を継続発展させ、加入促進を図る。

7 防災士会とのさらなる連携の強化

県、防災士会との協働により作成した南海トラフ地震等の危険性、被災時の対応、フェニックス共済等を内容とするリーフレットを活用し、地域や職場の加入率の底上げを図る。

8 郵便局ネットワークの活用

県内835局のネットワークを有する郵便局でのポスター掲示、パンフレット配架、加入申込書の取次等を通じて、加入促進を図る。

9 共済制度推進会議構成団体等の会報・機関紙等の活用

共済制度推進会議構成団体等が発行する機関紙等の各種広報媒体に、フェニックス共済を掲載してもらうなど、各団体の組織内ネットワークを通じて制度の広報を行い、加入者の増加を図る。

参考：住宅再建共済制度の運営体制

